

令和5年7月27日

令和5年7月7日からの大雨による災害により被災した学生の皆さまへ (大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

このたびの災害により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和5年度後期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下3点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係 ([TEL:083-933-5611](tel:083-933-5611) [E-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:ga113@yamaguchi-u.ac.jp)) まで連絡してください。

【災害救助法適用地域】

【島根県】 出雲市 (法適用日：令和5年7月8日)

【佐賀県】 佐賀市、唐津市、伊万里市 (法適用日：令和5年7月8日)

【大分県】 中津市、日田市 (法適用日：令和5年7月8日)

【福岡県】 久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町 (法適用日：令和5年7月8日)

【富山県】 富山市、高岡市、小矢部市、南砺市 (法適用日：令和5年7月12日)

【秋田県】 秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村 (法適用日：令和5年7月14日)

【青森県】 西津軽郡深浦町 (法適用日：令和5年7月14日)

【提出書類】

①罹災証明書、②公課証明書、③その他の必要書類 (以下 HP にてご確認ください)
在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き (入学料、授業料、奨学金、証明書等)>入学料・授業料>令和5年度後期山口大学授業料免除申請のしおり

【対象者】

災害救助法適用地域の世帯の学生 (大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含まれます。

【申請期間】 令和5年8月1日(火)～8月25日(金) 9:00～17:00

【申請場所】

(吉田地区) 学生支援課学生サービス係

(小串地区) 医学部学務課教育・学生支援係

(常盤地区) 工学部学務課学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細は以下の QR コードにてご確認ください。



山口大学学生支援課学生サービス係
TEL : 083-933-5611 (授業料免除に関すること)
TEL : 083-933-5165 (奨学金に関すること)
e-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp